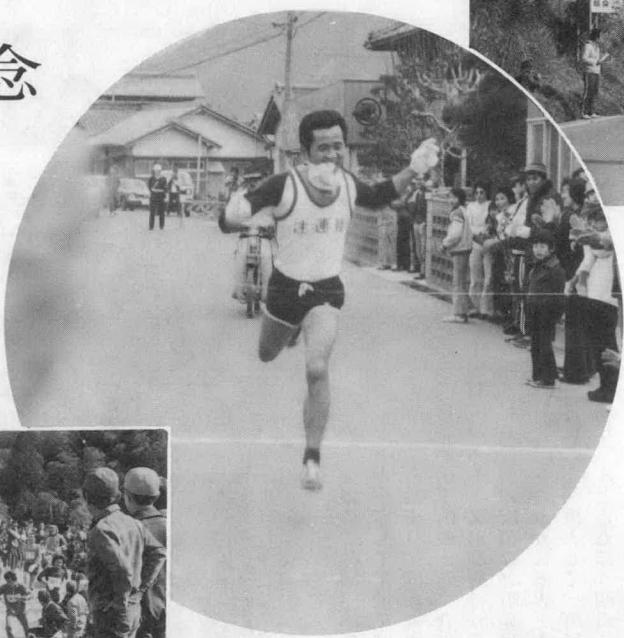


発行 度会町 編集 総務課 印刷 文化印刷有限会社

町制施行10周年

記念



第1回 町民駅伝大会

30・4kmを力走

注連指Bが優勝

町制施行十周年を記念する第一回町民駅伝大会（主催度会町体育協会、後援度会町中日新聞社など）が、十九日（日）、十二チームが参加して内城田、中川地区を一周する八区間三十・四kmのコースで行われました。

この日は、快晴で絶好の駅伝日和、レースは午前十時葛原東口を十二チームが一斉にスタート、各選手たちは名産の度会茶園が広がる町道など自然美あふれるコースを沿道の声援をうけて力走し、前半麻加江、上久具、注連指がトップを競い、中盤から牧戸、大久保がとび出したが後半注連指が追い上げ役場前へゴールインした。

一位から三位までは、賞状やメダル、中日賞の楯などが、区間賞は賞状と記念品が、全選手に参加賞がそれぞれ贈られました。

成績は次のとおりでした。

優賞 || 注連指Bチーム 1時間59分16秒
準優勝 || 牧戸チーム 2時間16秒
三位 || 大久保チーム 2時間35秒

以下 || 上久具、田口、平生、麻加江、鮎川、立花、長原坂井、交友会の順位でした。

区間賞

一区 (4 km) 尾崎典弘 (上久具)	15分40秒
二区 (4 km) 森見学 (麻加江)	15分58秒
三区 (4・1 km) 西田岩夫 (牧戸)	14分33秒
四区 (3・3 km) 西井清 (上久具)	13分14秒
五区 (3・2 km) 田畠俊作 (平生)	11分37秒
六区 (4・2 km) 山本勝之 (平生)	15分39秒
七区 (3・5 km) 松原義人 (注連指)	11分41秒
八区 (3・5 km) 上山健治 (注連指)	14分24秒

町のうごき

人口男	4,290
女	4,482
計	8,772
世帯数	1,949
出生	8
死亡	11
転入	22
転出	22

53.2.1現在

10周年記念式典

ど42名を表彰

を迎えた1月26日(木)町制が、午前10時30分から度われました。

今年は、昭和三十年四月一日、旧内城田村、中川村、一之瀬村、小川郷村の四か村が合併してから二十二周年、また、昭和四十三年一月一日に町制を施行してから満十周年にあたりますが、この意義深い年を記念して催されたものであります。当日は、おだやかな日和に恵まれ、会場には約二百五十名の方々が参集して度会町の成長を祝いました。

式典は、三重県知事(代理)をはじめ、国会、県会議員、度会郡内の各町村長、議長さ

んらの来賓約五十名と地元町議

会議員、各種団体長ら二百名が列席して午前十時三十分か

ら始まり、国歌斉唱のあと、山下町長から「合併後のあゆ

みと又町制施行からの各種事

業の実績など町発展のあゆみ

をふりかえるとともに、これを契機として、町民のみなさ

んどともに“明るく住みよい

豊かな町づくり”をめざして躍進しよう」と力強いあいさ

づがありました。このあと引続き、祝宴に入り乾杯で

町制記念を祝い、舞台では、民謡や詩吟などアトラクショ

ンも繰りひろげられ、記念式典に花をそえました。

町制施行十周年を記念して各世帯には、記念のタオルと

町勢要覧を配付、また各保育所の園児や小・中学校の児童生徒には記念のノートが送られました。

活躍され功績のあった自治功

労者など四十二名の方々に表

彰状が贈されました。これに佐太郎氏が謝辞を述べられま

れました。



会議員、各種団体長ら二百名が列席して午前十時三十分から始まり、国歌斎唱のあと、

山下町長から「合併後のあゆ

みと又町制施行からの各種事

業の実績など町発展のあゆみ

をふりかえるとともに、これを

を契機として、町民のみなさ

んどともに“明るく住みよい

豊かな町づくり”をめざして

躍進しよう」と力強いあいさ

づがありました。このあと

引続き、祝宴に入り乾杯で

町制記念を祝い、舞台では、

民謡や詩吟などアトラクショ

ンも繰りひろげられ、記念式

典に花をそえました。

町制施行十周年を記念して

各世帯には、記念のタオルと

町勢要覧を配付、また各保育

所の園児や小・中学校の児童

生徒には記念のノートが送られました。

活躍され功績のあった自治功

労者など四十二名の方々に表

彰状が贈されました。これに

佐太郎氏が謝辞を述べられま

れました。

表彰された方は次のとお

りです。

◆自治功労表彰

(代理) 南勢志摩県民局長山崎与左衛門氏

藤田県議会副議長、浜条県議員らか

らお祝いの言葉が述べられ、

地元町議会議長中廣文男氏の

あいさつの後、列席者一同万

歳を三唱して式を閉じました。

元町長(故人)濱岡和一氏

元助役

北村佐太郎氏

元町議会議員(同)

元町議会議員(12年以上在職)

元町議会議員(同)

元選挙管理委員会委員(同)

伊藤覚之氏

元選挙管理委員会委員(同)

岡野健太郎氏

助役(8年以上在職)

中川省三氏

町議会議員(12年以上在職)

盛大に町制施行 自治功労者な



輝かしい1978年の新春を
施行10周年を記念する式典
会中学校体育館で盛大に行

杉本光郎氏
西井三郎氏
町議会議員(同)
廣良松氏

選挙管理委員会委員(同)
細川柏鼎氏

◆消防功労表彰

(20年以上在職)

河村周次郎氏

山下麻生氏

八木弘幸氏

山下定一氏

長谷川元之氏

長谷川長生氏

鈴木逸男氏

中野光雄氏

米田稔氏

中村昭夫氏

◆社会福祉功労表彰

保護司濱岡曾次郎氏

◆産業振興功労表彰

元度会町農業協同組合長
村山正男氏

◆永年勤続功労表彰

(20年以上在職)

亀岡辻橋竹山山井戸河稻
田村村本田中根木村向
善良友透清勝由サさ
達行子子乗久己イキ氏
氏氏氏氏氏氏
大濱細河大坂前山藤
野井川村西本田本井
幸多く憲藤たみ弘子子
茂平す二生氏故人弘子子





冬から春先にかけては、一番の火災シーズン——とくに二月、三月は火災の発生が多く、五十二年上半期（一月～六月）の四二%がこの時期に集中しています。

しかも、この火災による犠牲者は、二月だけで、最も少ない六月の約三倍、三百十五人の尊い人命が失われています。今年も二月二十八日から三月十三日まで「春の全国火災予防運動」が展開されます。

昭和五十二年版「消防白書」によると

五十年中の出火件数は六万二千三百四件、これは戦後五番目の悪い記録で、しかも、この火災による死者は千六百四十八人、損害額は千六百六億余円にものぼっています。

**使う火を
消すまで離すな
目と心**

火災と救急は
一一九番へ

春先は火災の多発期 春の全国火災予防運動 はじまる



問 テレビの見せ方は、どう指導したらよいでしょうか。

答 一歳の誕生前後になるともうテレビに関心を示します。でもこの時期は、チャンネルをいじつたり、画面

だけ、内容の動きを見る

理解はできません。むしろ、へい害と

つまり全国のどこかで、毎日八分二十六秒ごとに火災が起これ、四億四千万円もの貴重な財産が灰になっている計算になります。

出火の原因は、「たばこ」「たき火」「火あそび」の順で、あい変わらずワースト3となりっています。

尊い人命と貴重な財産を火災から守るためにも、一人ひとりがふだんから火の元に注意するとともに、「いざ」というときにはどうするかを、日々から家族みんなで話し合って高めることが大切です。

二歳児には、幼児番組のうちでも、子どもに語りかけ一緒に動作をさそうような番組が適しています。

三歳になると、人形劇や

単純なマンガもわかるようになり、幼児番組を大変楽しんで見るようになります。

二歳～三歳の子には、お母さんが絵本をよんでもらう時間と同じように、一緒に

紙上児童相談 (1) — テレビの見せかた —

見方を習慣づけ

1

テレビのよい

テレビを見ることが大切なのです。子どもがテレビを見ている間に、家事をすませてしまおうということは

スイッチを切ることです。

テレビの見方の悪い習慣を

つくってしまうことになり

度を養っていくことにもな

ります。

みたい番組が終つたら、

スイッチを切ることです。

テレビのしつけは、スイッ

チを切ることからはじまる

といつてもよい

のです。

う。

てしまいましょ

う。

度を養つていくことにもな

ります。

ます。お母さんが一緒に見ることで、テレビ番組を選択してみる、積極的にテレビを見る態度を育てることができます。

ができます。

また、テレビを見ながら子どもと話しあい、情報を受け身ではなく、評価する態

ます。お母さんが一緒に見ることで、テレビ番組を選択してみる、積極的にテレビを見る態度を育てることができます。

ができます。

また、テレビを見ながら子どもと話しあい、情報を受け身ではなく、評価する態

寄稿 —おとうさんのこと—

内城田小学校一年

まつもとてつお (棚橋)

ぼくのおとうさんは、みんなをのこして、おはかのなかでしづかにねむつっています。ぼくは、かなしかつたけどなきませんでした。ぼくのおとうさんは、きっとお空から、みまもつてくれているのだともいます。だけどおかあさんは、おとうさんのことをおもいだして、すぐになくなります。おとうさんが、げんきだったときは、ドライブへつれていつてくれたりしました。それから、やきゅうをしてくれたり、しようきをしてくれたりしました。あたまのかみのけも、おとうさんがきつてくれました。

ぼくは、お空にむかって、大きなこえでさけびました。

「おとうさん、ぼくをはやく大きくしてくださいー」と。

還付を受けるための申告はお早めに

大部分のサラリーマンは、年末調整によってその年の納税が完了しますので、改めて確定申告をする必要はありません。

しかし、災害や盗難にあうなど、つぎのような条件の人

が確定申告をしますと、税金の還付を受けることができます。

（1） 雑損控除とは、災害や

盗難、横領にあって、住

宅や家財に損害を受けた

場合は、その損害額が所

得の一〇%をこえている

ときは、その超えている

部分の金額が所得金額か

ら控除されます。

（2） 医療費控除とは、本人

や家族が病気になり医療

費を支払った場合に、支

払った医療費が所得の五

分の金額が所得金額か

%か五万円のどちらか低

い方の金額を超えている

ときは、その超えている

部分の金額が所得金額か

ら控除されます。

（3） 住宅取得控除とは、床

面積が一六五平方メートル

以上で、新築住宅を購入した

場合に、新築、購入して

から六ヵ月以内に入居し

続いて居住していると

には、居住した年以降

三年間にわたって、各年

の所得税の額から最高

三万円が控除されます。

なお、住宅取得控除に

ついては、最初の年は確

定申告で控除を受けます

が、二年目、三年目は年

末調整で控除が受けられ

ます。

（4） 予定納税をしていたが、

休業や廃業などのため所得

が前年より大幅に減った人

が受けられます。

昭和五十二年分の確定申告

の期間は、二月十六日から三

月十五日までですが、税金の

還付を受けるための確定申告

も受け付けています。

早く申告すれば税金の還付

も早く受けられます。

（5） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

二、年の中途で退職し、その後就職しなかつたため年末調整を受けなかつた人。

四、原稿料や利子、配当などの収入があつて、それらを含めた全体の所得があまり多くない人。

五、予定納税をしていたが、休業や廃業などのため所得

が前年より大幅に減った人

が受けられます。

（6） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

二、勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（7） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（8） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（9） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（10） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（11） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（12） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（13） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（14） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（15） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（16） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（17） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（18） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（19） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（20） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（21） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（22） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（23） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（24） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（25） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（26） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（27） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（28） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（29） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（30） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（31） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（32） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（33） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（34） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（35） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（36） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（37） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（38） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（39） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（40） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（41） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（42） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（43） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（44） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（45） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（46） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（47） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（48） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（49） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（50） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（51） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（52） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（53） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（54） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（55） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（56） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（57） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（58） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（59） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（60） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（61） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（62） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（63） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（64） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（65） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（66） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（67） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（68） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（69） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（70） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（71） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（72） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（73） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

（74） 勤続年数が二十年を超えるとき||勤続年数二十

万円未満のときは五十万円

となります。

四月から二、七三〇円に引上げ



七三〇円を皆さまに負担して

いたぐことになりました。

なお、附加保険料、月四〇円は変わりませんので定額と

なります。国民年金は、

國民年金保険料が、四月から改定され、一ヶ月二七三〇円になります。国民年金は、

歳をとつたり、障害者となつたり、あるいは母子世帯になつたりしたときに、年金を支

払つて、生活の安定を図るためのものです。

そのため、年金の価値を守つて、物価上がれば年金上がって、物価スライド制」をとつて、年度は九・四%の年金増額を行いました。

廃車や移転の手続きは確実にしましよう

車の税額は、別表のとおりです。

あお、自動車を取得したとき納める自動車取得税については、五十三年排ガス規制適合車は、本年八月末まで軽減税率が適用されます。

軽減税率がなくなつた乗用車の税額は、別表のとおりです。

昭和五十三年四月一日から五十二年および五十三年排ガス規制適合車をお持ちの方も自動車税の軽減税率の適用がなくなります。

忘れずに納めましょ

合わせると三三〇円となります。また、保険料を納めること

が困難な方は、役場國民年金係へ免除の申請を行つてください。

もし、保険料を納付期限までに納めていないと、万一思

いがけない事故にあつても、障害年金や母子年金が受けら

れない場合があります。

また、保険料を納めないと、万一思

いがけない事故にあつても、障害年金や母子年金が受けら

れないことがあります。

り、ご主人がなくなられたと

納めることができます。

くわしいことは、役場國民

年金係でおたずねください。

将來老齢年金も受けられなく

なることがあります。

このようなことのないよう

納めることができます。

く生活できるよう心がけまし

う。

このようなことのないよう

納めることができます。

切替は3月

県交通災害共済に

加入を



自動車、バス、原動機付自転車、自転車等に乗車中の事故または、歩行中これらの自動車等の衝突接触等による事故です。

見舞金

加入の方が万一交通事故にあり、死亡または傷害をうけた場合は、見舞金が支払われます。

昭和四十四年一月に発足した三重県交通災害共済事業は、年々加入者も増大し、和昭五十二年十二月末現在の加入者数は、七十三万三千六百人加入率、五十二、四%となっています。

町の住民基本台帳に登録されている人、および外国人登録をしている人。

加入できる人

一般の人……三六〇円
十六歳未満の人……一八〇円
生活保護の人……一八〇円

年齢途中加入の場合の掛金（月額）は、一般二三〇円、十六歳未満二五〇円、生活保護者二五〇円にそれぞれ加入月数を乗じた額です。

加入期間

四月一日から翌年の三月三十日までの一年間です。

※ 年度途中加入の場合は、共済掛金を納付した翌日から三月三十一日まで、

**歯みがき三分、水は…
もつたない水道の
出しっぱなし**

歯みがきの時間は、約三分

間です。使う水の量はコップ

で約三杯。だが、みがいて

る間、うつかり水道を出しつ

ぱなしにしていると、約四十

二リットルの水がムダになり

ます。

これを親子四人の家族が朝

、晩めがくとして計算すれば、

一日三百三十六リットルで、

ビールびん約五十四本分の水

が流れてしまします。

限りある資源を、いつでも、

どこでも大切に使いましょ

う。

一年間ともなると、つもり

つもって約百二十七トン。小

中学校の二十五メートル標

準ブームに必要な水、三百ト

ンの四割をまかぬ水量にな

ります。

基礎指導講座（Aコース）

学科、製図

期間三月から八月上旬

時間午後六時九時

受講回数

二十六回

申込受付三月十五日まで

資格取得を志さしている人

生を募集しています。

受講対象者二級建築士の

申込みなどわしくは、全

日本建築士会三重県支部

は三重県建築労働組合伊勢

支部（五九六二五）

日本建築士会三重県支部

は三重県建築労働組合伊勢

でんてん

電話の工事は
予約制です



伊勢
電報電話局

ついうつかりしがちな電話移転の申込み
よう早目にご希望の日をご予約ください。
同一建物内の移転は
引越しなど他所への移転は
　　||十五日前までに

五二二へお問合せください。

三重県立松阪高等学校通信
制課程では、昭和五十三年度
通信制生徒を募集しています。

昭和四十八年四月一日、美
し、入学資格は、中学校卒業
またはそれと同程度の学力で
年齢には制限ありません。
募集期間は、三月一日から
四月五日までです。

くわしいことは、松阪市垣
鼻町、三重県立松阪高等学校
通信制課程 (20) 五九八 (21) 三

中井末三さん

おめでた



おくやみ

おめでた

○一月中に届出のもの

おめでた

○一月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名	年齢	字名
大西千章	一義	長女	下久具	75歳	棚橋
福井いみ	康彦	二女	大野木	中奥小みな	
村田和陽	豊	長男	棚橋	畠中宮藏	
西村友希	良博	長女	葛原	奥本小やす	
長谷川晃弘	幹夫	長男	南中村	浦田小ふじ	
岡村善将	吉多加	長男	川口	北川房次郎	
米田秀人	治	小嶋あすか	中山小すへ	中原まさ	
肇	長女	若宮ナホ	大野木	大久保	
山本真理	棚橋			田口	

県の施策についての意見、
要望などを聞き、県民と行政
の話し合いの輪をひろげるた
め、昭和五十三年度の県政七
ニターを次のとおり募集して
います。

▽募集人員＝七十五名
▽任期＝昭和五十三年四月
▽応募資格＝二十歳以上で県
内在住の日本国民、ただし、
国、地方公共団体の議員、常勤公務員、行政
相談委員、国、県の委嘱

生年月日、電話番号を、
裏面に職業、勤務先の名
称（学生の場合は在籍学
校と学部名）、電話番号、
所属団体がありましたら
その名称、役職名、最終
学校、各種モニター経験
の有無、県政モニターと
しての抱負（百字程度）

県の施策についての意見、
要望などを聞き、県民と行政
の話し合いの輪をひろげるた
め、昭和五十三年度の県政七
ニターを次のとおり募集して
います。

▽募集人員＝七十五名
▽任期＝昭和五十三年四月
▽応募資格＝二十歳以上で県
内在住の日本国民、ただし、
国、地方公共団体の議員、常勤公務員、行政
相談委員、国、県の委嘱

する他のモニター、県政
モニターを経験された方
は応募できません。

▽応募方法＝ハガキの表面に
住所、氏名（ふりがな）
生年月日、電話番号を、
裏面に職業、勤務先の名
称（学生の場合は在籍学
校と学部名）、電話番号、
所属団体がありましたら
その名称、役職名、最終
学校、各種モニター経験
の有無、県政モニターと
しての抱負（百字程度）

昭和五十三年度 県政モニターを募集

お知らせ版



▽募集締切＝三月十五日（当
日消印有効）
※くわしくは、三重県企画調
整部広報外事課（20）五九二
（24）（20）二七）又は、伊勢地方
振興事務所総務課（20）五九
六（25）一一一）へお問い合わせ
ください。

胃ガンは、まず胃の内側の
粘膜にできます。この粘膜だ
けにとどまっている時期の胃
ガンを早期ガンといいます。
早期胃ガンは手術すれば、
ほとんど%治りますが、自
然症状のないことが多いこと
から、定期検診をうけて早期
発見に努めることが第一とさ
れています。

町では、年二回集団検診を
実施して、胃ガンの早期発見
につとめておりますが、本年
度二回目の検診を次のとおり
実施いたしますから、この機
会にぜひ検診をうけましょう。
午前8時30分～10時30分
脇出診療所

一月号（一八二号）戸籍の
窓で、伊藤タカさんは、佐藤
タカさんの誤りでした。訂正
してお詫び申し上げます。

胃ガン検診を うけよう

3月14日（火）
午前11時～正午
午前8時30分～10時30分
中川小学校

3月15日（水）
午前8時30分～10時30分
母子健康センター

3月16日（木）
午前8時30分～10時30分
午前8時30分～10時30分
度会町農協小川郷支所

通信制生徒募集

高校教育を――働きながら――

三重県立松阪高等学校通信
制課程では、昭和五十三年度
通信制生徒を募集しています。
通信制は、学校教育法によ
つて設置された全日制、定時
制とともに正規の高等学校課
程です。その学習方法が違う
だけでも教育の内容も、卒業の
資格も全日制と全く同じです。

働きながら、家事をしながら
ら月2回（日曜日）程度通学
し、入学資格は、中学校卒業
またはそれと同程度の学力で
年齢には制限ありません。
募集期間は、三月一日から
四月五日までです。

みんなの街です。美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。
Smokin' Clean
吸わない人への想いやり——大切なエチケットです。
日本製菓公社